

二〇二三年度 博士後期課程外国人留学生入学試験・二〇二二年度外国語能力試験 問題

早稲田大学大学院法学研究科

日本語小論文

研究指導名… 民事訴訟法研究指導

教員名… 勅使川原 和彦

日本の最高裁判所の判決は、主文も意見も一致する「法廷意見」（少数意見があるときは「多数意見」と呼ぶことがある）のほか、個別意見は、法廷意見（多数意見）とどのような関係にあるかによって、「補足意見」「意見」及び「反対意見」の三種類に分けられる。少数意見の存在を明確にすることは、それらの少数意見のあることを顧慮した上でなお多数意見が構成されたということを明らかにする意味でも重要である、とされる。

- ①日本の最高裁判所の「法廷意見（多数意見）」、「補足意見」、「意見」、「反対意見」につき、各々の内容を簡潔に説明し、
- ②自国の「最高」の裁判所が出す各種「意見」を簡潔に紹介し、その「意見」や判旨が、その後の民事訴訟に及ぼす影響について述べよ。